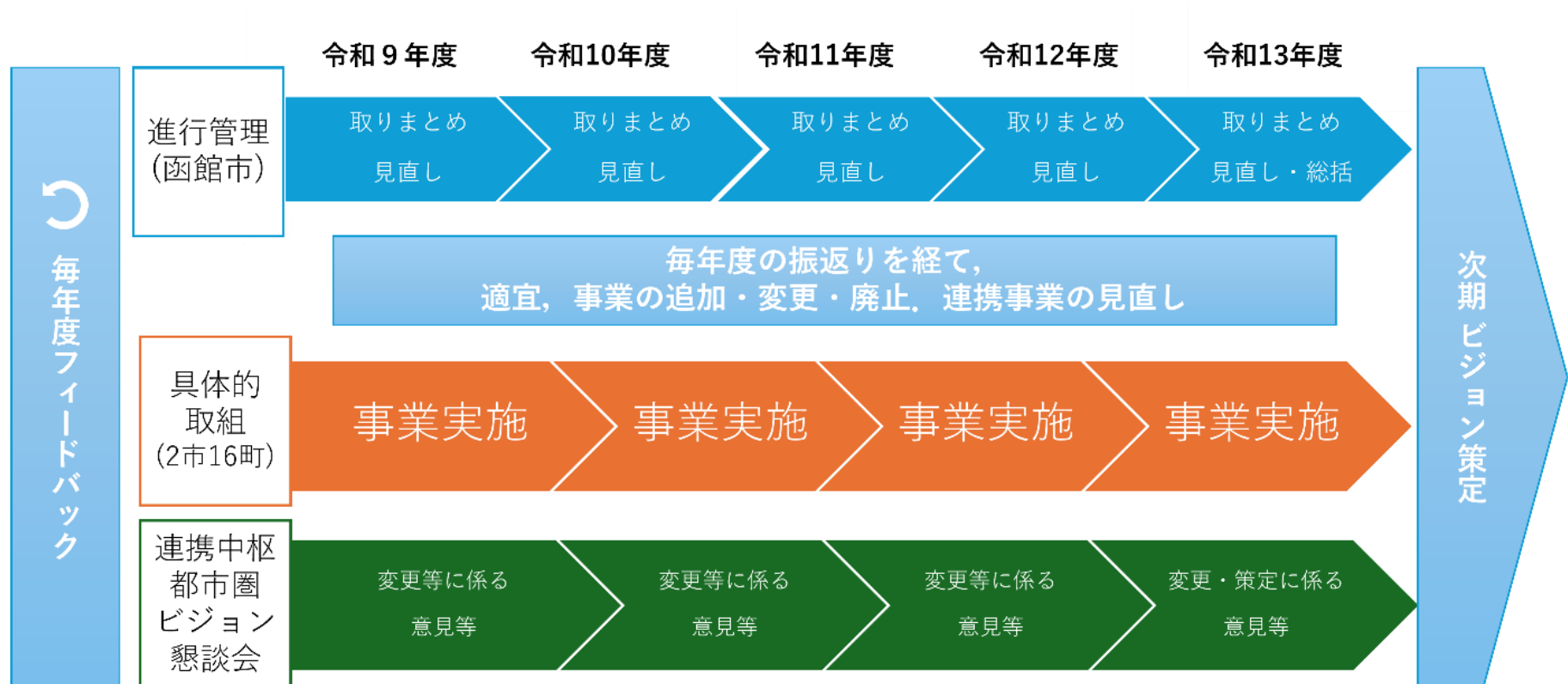


【ビジョンの取組みの期間について】

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）

<取組み期間のイメージ>



連携する取り組み一覧

要綱上の区分		取組名	連携市町																
			北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町	森町	八雲町	長万部町	江差町	上ノ國町	厚沢部町	乙部町	奥尻町	今金町	せたな町
ア 圏域全体の経済成長のけん引																			
a	産学金官民一体となった戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
b	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	(新)GXの推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(新)AI・DXの推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
c	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
d	戦略的な観光施策	(拡)広域観光の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
e	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
イ 高次の都市機能の集積・強化																			
a	高度な医療サービスの提供	(新)高度な医療サービスの提供	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
b	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
c	高等教育・研究開発の環境整備	(新)地域を支える人材の育成・確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
d	その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上																			
A 生活機能の強化に係る政策分野																			
a	地域医療(※定住では「医療」)	初期救急医療体制の充実	●				●												
		広域救急医療体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		安定的な医療提供体制の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
b	介護(※定住にはない)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
c	福祉	障がい者福祉の充実	●				●												
d	教育・文化・スポーツ(※定住では「教育」)	文化・スポーツ施設の振興	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
e	土地利用		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
f	地域振興	地場産業の育成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
g	災害対策(※定住では「防災」)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
h	環境		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野																			
a	地域公共交通	圏域内における公共交通手段の維持および確保等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
b	デジタルインフラ整備		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
c	道路等の交通インフラの整備・維持	圏域内における交通ネットワークの形成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
d	地域の生産者や消費者等の連携による地産地消		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
e	地域内外の住民との交流・移住促進	圏域における国際化の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(新)地域内外の住民との交流および移住・定住の促進等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
f	その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携	消費生活相談の広域的対応	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
C 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野																			
a	人材の育成(デジタル人材の育成を含む。)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
b	外部からの行政及び民間人材の確保		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
c	圏域内市町村の職員等の交流	職員等の合同研修等の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
d	圏域内の公共施設の集約化・共同利用等		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
e	人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施	(新)行政運営の効率化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
f	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る連携		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

要綱上の３区分	要綱上の事業	取組み名	取組み内容	№	事業名	事業内容
圏域全体の 経済成長のけん引	産業クラスターの形成、 イノベーション実現、新 規創業促進、地域の中堅 企業等を核とした戦略産 業の育成	(新) G X の推進	渡島檜山地方が連携し、地域の脱炭素化を進めるとともに、GX関連産業の発展などの地域づくりを推進し、圏域全体の経済成長につなげる。	1	G X の推進	函館渡島檜山ゼロカーボン北海道推進協議会の開催等を通じて、函館渡島檜山地域における洋上風力発電をはじめとしたG X 関連産業の発展や港湾利用の活性化、脱炭素と共に進める地域づくりに繋がる情報の共有、普及啓発、調査研究等の取組みを行う。
				2	G X 関連人材の育成支援等	函館渡島檜山ゼロカーボン北海道推進協議会とキャンパスコンソーシアム函館のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、道南圏域におけるGX・AI人材の育成・確保を図る。
		(新) A I ・ D X の推進	A I の導入およびD X の推進により、少子高齢化による労働力不足の解消と生産性の向上を図り、圏域全体の経済成長につなげる	3	A I ・ D X の推進	A I の導入およびD X の推進により、少子高齢化による労働力不足の解消と生産性の向上を図り、圏域全体の経済成長につなげる
	戦略的な観光施策	(拡) 広域観光の推進	各地域の魅力を有機的に結びつけることで広域観光圏を形成する。	4	広域観光推進に係るプロモーション活動およびイベント等の実施	国内外の観光客誘客促進を図るため、各種プロモーション活動およびP R イベントを実施する。
				5	滞在型観光メニューの共同開発	各市町が連携し、それぞれの特色を活かした滞在型観光メニューを開発する。
				6	外国人観光客受入体制の整備	外国人観光客の受入体制充実を図り、交流人口の拡大に努めながら、地域の国際化を推進する。
高次の都市機能の 集積・強化	高度な医療サービスの提供	(新) 高度な医療サービスの提供	高度な診療補助を行うことができる看護師の育成などを行い、地域医療の質の向上を図る	7	高度で幅広い知識や技術を有する看護師の育成に向けた取組み	市立函館病院において特定行為研修、看護教育、メディカルシミュレーションセンターの利用など、より高度な知識や技能を有する看護師の育成に向けた取組みを行う。
				8	看護師の派遣	市立函館病院による特定行為看護師や認定看護師等の派遣により、技術の伝達や学習会、講演等の取組みを行う。
	高等教育・研究開発の環境整備	(新) 地域を支える人材の育成・確保	キャンパス・コンソーシアム函館を通じて、圏域自治体および高等教育機関との連携を図りながら、高等教育を取り巻く課題や今後のあり方に関する情報共有および協議を行い、圏域における高等教育機能の維持・高等教育へのアクセス確保に取り組む。	9	地域を支える人材の育成・確保	キャンパス・コンソーシアム函館を通じて、圏域自治体および高等教育機関との連携を図りながら、高等教育を取り巻く課題や今後のあり方に関する情報共有および協議を行い、圏域における高等教育機能の維持・高等教育へのアクセス確保に取り組む。

要綱上の３区分	要綱上の事業	取組み名	取組み内容	№	事業名	事業内容
圏域全体の 生活関連機能サービスの 向上	地域医療	初期救急医療体制の充実	圏域内における初期救急医療体制を充実させるため、 函館市夜間急病センター運営をはじめとした各種事業 に取り組む。	10	夜間急病センターの運営 支援	関係市町が連携し、函館市夜間急病センターに対する 運営支援を行う。
		広域救急医療体制の充実	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、 市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじ めとした各種事業に取り組む。	11	ドクターヘリの運航支援	圏域全体を対象としたドクターヘリの運航支援を行う ほか、必要な施設整備を行う。
				12	二次救急医療体制の維 持・確保	関係市町が連携し、圏域で行われる病院群輪番制に参加 する医療機関に対する運営支援を行う。
				13	脳疾患救急搬送体制の運 営支援	脳疾患救急患者の中心市基幹病院への搬送体制の支援 を行う。
				14	医療情報共有化の推進	連携市町の医療機関（町立病院等）に情報共有のため の設備（サーバー等）を設置し、中心市の基幹病院と の間における医療情報の共有を推進する。
		安定的な医療提供体制の 確保	圏域内における安定的な医療提供体制を確保するた め、救急救命士病院実習の実施をはじめとした各種事 業に取り組む。	15	救急救命士病院実習の実 施	圏域内の中核病院等において、救急救命士病院実習を 実施することにより、救急救命士の技術・能力の維 持・向上を図る。
				16	理学療法士および作業療 法士の養成支援	函館市医師会看護・リハビリテーション学院への運営 支援を行うほか、奨学金による学生への支援により、圏 域内における理学療法士および作業療法士の養成・確 保を図る。
				17	医療・介護連携の推進	医療・介護関係者が円滑に連携するための支援や、多 様な職種間の相互理解を深めるための研修等を行う医 療・介護連携支援センターを運営し、切れ目のない医 療・介護の提供体制の構築を推進する。
	福祉	障がい者福祉の充実	圏域内における、障がい者（児）の自立と社会参加を 促進するため、地域生活支援事業をはじめとした各種 事業に取り組む。	18	障害者地域生活支援事業 の推進	障害者総合支援法に基づき障がい者の自立と社会参加 を促進するため、基幹相談支援センター事業、手話・ 要約筆記者等派遣事業、地域活動支援センター事業な ど各種相談・支援事業を社会福祉法人やNPO法人等に 委託し実施する。
	教育・文化・スポーツ	文化・スポーツの振興	圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・ス ポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り 組む。	19	文化・スポーツ施設の相 互利用の推進	圏域内の文化・スポーツ施設の相互利用を推進するた め、施設の維持・管理等を行うとともに、圏域住民に 対して利用案内等の情報を発信する。

要綱上の３区分	要綱上の事業	取組み名	取組み内容	№	事業名	事業内容
	地域振興	地場産業の育成	圏域内の地場産業の育成を図るため、販路開拓支援をはじめとした各種事業に取り組む。	20	販路開拓支援	国内外の百貨店や食品スーパー等における物産展やフェア等の開催、函館市アンテナショップの運営等の事業をとoshi、圏域内の企業の販路開拓を支援する。
				21	創業支援の推進	函館市、北斗市および七飯町が相互に連携をとり、（公財）函館地域産業振興財団とともにビジネスプラン作成スクール等の創業支援事業を実施する。
				22	先進技術の開発・利用促進および高度技術の普及支援	（公財）函館地域産業振興財団が実施する地域企業の技術の高度化に資する先進技術の研究開発および高度技術の普及等に係る事業を支援する。
	地域公共交通	圏域内における公共交通手段の維持および確保等	圏域内における公共交通手段を維持・確保しながら利用促進を図るための事業に取り組む。	23	第三セクター鉄道への支援	五稜郭～木古内間における第三セクター鉄道への支援を連携して行う。
				24	生活バス路線の維持・確保	圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線の維持・確保を図るため、運行事業者に対する支援等を行う。
				25	JR函館本線沿線の地域公共交通の維持・確保	2030年度末に予定されている北海道新幹線の札幌開業に伴い、JR北海道から経営分離される函館本線沿線の地域公共交通の確保等に向けた取組を行う。
	道路等の交通インフラの整備・維持	圏域内における交通ネットワークの形成	圏域内における効率的な交通ネットワーク形成に向け、高規格道路等、交通インフラ整備促進のための各種事業に取り組む。	26	道路整備期成会活動の促進	圏域内における基幹道路等、交通インフラ整備促進のための道路整備期成会活動を促進する。
	地域内外の住民との交流・移住促進	圏域における国際化の推進	圏域内の国際化を推進するための各種事業に取り組む。	27	国際交流・多文化共生の推進	地域住民との国際交流事業や、外国人住民が地域社会に溶け込み、より快適な生活を営むことができるよう各種の事業等を実施する。
		（新）地域内外の住民との交流および移住・定住の促進等	地域内外の住民との交流促進や、移住・定住の促進に取り組む。	28	移住・定住の促進	移住、定住、二地域居住に関する各種プロモーション等の取組みを連携して行い、圏域全体の移住や定住の促進を図る。
				29	結婚支援	地域内外の住民との交流の促進を図り、結婚支援に取り組む。
	aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携	消費生活相談の広域的対応	圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおいて相談対応等を実施する。	30	消費生活相談の広域的対応	函館市消費生活センターにおいて、函館市および関係市町住民の相談対応やあっせん処理を実施する。

要綱上の３区分	要綱上の事業	取組み名	取組み内容	№	事業名	事業内容
	圏域内市町村の職員等の交流	職員等の合同研修等の実施	圏域内市町職員等の資質の向上を図るため、合同研修等をはじめとする各種事業に取り組む。	31	職員研修に係る情報共有および合同研修の実施	圏域全体で職員研修に係る情報を共有するとともに、圏域市町職員の資質向上を図るための合同研修を実施する。
				32	高等教育機関との連携による地域マネジメント能力の向上	地域の市町の職員や住民等の参加のもと、中心市に所在する高等教育機関との連携による地域課題解決に向けた取り組みを実施することで、職員の地域マネジメント能力の向上を図る。
	人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施	(新) 行政運営の効率化	持続可能な行政運営等の実現のため、AI・DXの推進等による行政運営の効率化を図る。	33	AI・DXの推進等による行政運営の効率化	標準準拠システム等を活用したデータ連携による効率的な行政運営のあり方についての検討や、デジタルツールの共同利用、電子決済等の住民向けデジタルサービスの向上を図る。